

松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付等に関する要綱に基づく 登録事業者に関する取扱い要領

松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付等に関する要綱に基づく工事施工について希望する事業者は、次の事項を承諾し、登録を申請するものとする。なお申請は「松伏町家具転倒防止器具購入費等補助金交付等に関する要綱に基づく工事施工希望登録申請書」により行うものとする。

承諾事項

1. 工事内容は、壁の棧と家具を金具等による器具と木ねじ等を使用して固定する工法、又は同等以上の効果が認められる工法による家具転倒防止器具の取付けとする。
なお、原則として家具転倒防止器具は町が支給するものとする。
2. 取付け工事費は無料とし、事業者のボランティアとする。
3. 業者選定は、登録事業者名簿の中から助成金申請者の業者選択によるものとする。
4. 受注後3週間以内に工事を完了するものとする。
5. 本工事以外の営業活動は行わないこと。ただし、申請者からの特段の申出によるものはこの限りでない。
6. 町が取付け工事の状況や活動状況が不適切であると判断した場合は、登録を取消す場合があること。